

議案第12号

渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例を次のように制定する。

令和4年3月1日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関して、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等当該者の権利を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信することをいう。
- (2) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 行為者 誹謗中傷等を行った者をいう。
- (5) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(市の責務)

第3条 市は、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を推進しなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(連携協力)

第5条 市は、第3条の施策を円滑に推進するため、国、群馬県、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関と連携を図らなければならない。

(基本的施策)

第6条 市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (2) 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談支援体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策

(インターネットリテラシーの向上)

第7条 市は、市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催、教材等の情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、青少年に対する前項の施策を実施するに当たっては、学校教育と連携するとともに、保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

(相談支援体制)

第8条 市は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担を軽減するため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- (2) 専門的知識を有する者の紹介
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被害者からの相談対応として必要な支援

2 市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 市は、被害者からの相談のほか、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者からの相談を受けるものとする。

(市民等の理解の増進)

第9条 市は、誹謗中傷等の問題に関する市民等の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、この条例に規定する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する施策を推進するため、条例を制定しようとするものである。